

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

葛飾区長

葛飾区条例第59号

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第21号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「81万6,000円」を「84万4,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する
条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。